

奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第6号

奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業長及び副企業長（以下「企業長等」という。）の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(企業長等の給与等)

第2条 企業長等には、給与を支給しない。

2 企業長等が公務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。別表において「給与法」という。）第6条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額とする。ただし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号。別表において「県職員旅費条例」という。）に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、奈良県職員の例による。

(特別職の職員の報酬等)

第3条 次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

(1) 監査委員

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関を組織する委員その他の構成員（別表において「附属機関の委員等」という。）

2 特別職の職員に支給する報酬及び費用弁償の額は、別表に定めるところによる。

(支給方法)

第4条 企業長等の旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給方法は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
監査委員	日額10,900円	給与法第6条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額とする。ただし、県職員旅費条例に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、奈良県職員の例による。
附属機関の委員等	日額10,900円	給与法第6条に規定する行政職俸給表（一）による7級の職務の級にある者の旅費相当額とする。ただし、県旅費条例に定めのある旅費については、奈良県職員の例による。